

黒部川水系宇奈月ダム建設に伴う

損失補償基準

昭和57年1月

北陸地方建設局

目 次

第 1	総則	(1)
第 2	土地の取得に係る補償	(1)
第 3	土地等の取得等により通常生ずる損失の補償	(2)

* 補償単価を記載してある箇所には、その内容の説明を掲載してあります。

第1 総 則

黒部川水系宇奈月ダム建設事業の施行に必要な土地等の取得等及びこれによって通常生ずる損失の補償については、この損失補償基準により行う。

第2 土地の取得に係る補償

- 1 取得する土地の地目及び面積は現況地目及び実測面積とする。
- 2 土地の取得価格は次のとおりとする。

林地の取得価格を、価格帯により2等級に区分して、「10アール当たり」で示しています。

第3 土地等の取得等により通常生ずる損失の補償

立竹木補償額は次のとおりとする。

(1) 立木の取得に係る単価表

立木1本当たりの取得額を、胸高直径の規格別に区分して示しています。
人工林の杉の取得額を基本に、下記の補償率を乗じた額を人工林の松、
天然林広葉樹、天然林針葉樹の取得額としています。

この単価に補償対象物件の数量を乗じて立木の取得に係る補償額を算出
します。

(2) 立木の伐採に係る単価表

立木1本当たりの伐採補償額を、胸高直径の規格別に区分して示してい
ます。

人工林の杉の伐採補償額を基本に、下記の補償率を乗じた額を人工林の
松、天然林広葉樹、天然林針葉樹の伐採補償額としています。

この単価に補償対象物件の数量を乗じて立木の伐採に係る補償額を算出
します。

備考 この表は標準例を示している。

人工林の補償率		天然林の補償率	
松	70%	広葉樹	45%
		針葉樹	60%

補償額は10円単位とし10円未満は切り捨てにより整理
するものとする。